

令和7年度 いじめ防止プログラム

R6岐阜工業高等専門学校いじめ防止プログラム			R7 いじめ防止プログラム
(1)	学校全体	・教育活動全体を通じて、全ての学生に正しい人権意識を醸成する。	・教育活動全体を通じて、全ての学生に正しい人権意識を醸成する。
		・学生の豊かな情操や道徳心を育てる活動を推進する(地域貢献活動やボランティア活動等)。	・学生の豊かな情操や道徳心を育てる活動を推進する(地域貢献活動やボランティア活動等)。
		・道徳教育により、お互いの人格を尊重し合える態度を育成する。	・道徳教育により、お互いの人格を尊重し合える態度を育成する。
		・情報の「報告・連絡・相談」体制を整え、管理職を中心とした組織対応を強化する。	・情報の「報告・連絡・相談」体制を整え、管理職を中心とした組織対応を強化する。
		・いじめ対応に係る教職員の資質能力の向上を図る職員研修等を年1回以上開催する。	・いじめ対応に係る教職員の資質能力の向上を図る職員研修等を年1回以上開催する。
		・いじめ対策委員会を少なくとも2か月に1回を目安に定期的に開催する。	・いじめ対策委員会を少なくとも2か月に1回を目安に定期的に開催する。
(2)	学生会議	・学校生活における自律を促し、学生が自己肯定感をもち主体的に授業や行事に参加できるよう指導する。	・学校生活における自律を促し、学生が自己肯定感をもち主体的に授業や行事に参加できるよう指導する。
		・情報モラルに関する指導を適宜実施する。	・情報モラルに関する指導を適宜実施する。
		・教育委員会、警察、少年補導センター、子供相談センター等との連携を取り、問題の防止や解消に取り組む。	・教育委員会、警察、少年補導センター、子供相談センター等との連携を取り、問題の防止や解消に取り組む。
		・MS リーダーズ活動を通じた社会貢献活動への参加等により、社会における自己有用感を醸成する。	・MSリーダーズ活動を通じた社会貢献活動への参加等により、社会における自己有用感を醸成する。
		・学校行事における全校及び学年・クラス内の協力・協調による居場所づくりや絆づくりを推進する。	・学校行事における全校及び学年・クラス内の協力・協調による居場所づくりや絆づくりを推進する。
		・いじめ問題に長けている特命教授を週1日配置して、現場的・法的な観点から検討、助言を得る。	・いじめ問題について学生が主体的に取り組むことができる行動について学生会役員会議で議論する。 ・いじめ問題に長けている特命教授を週1日配置して、現場的・法的な観点から検討、助言を得る。
(3)	寮務会議	・共同生活のルールやマナーを理解し、お互いを尊重し合える態度を育成する	・共同生活のルールやマナーを理解し、お互いを尊重し合える態度を育成する
		・学生相談室員と情報共有を積極的に行う。	・学生相談室員と情報共有を積極的に行う。
			・寮生会役員研修にて、いじめ防止も含めた適切な指導方法を検討させる。厚生委員長に寮生活や寮行事等でいじめやトラブルが起こりうる状況とその防止策を考えさせる。
(4)	教務会議	・授業規律を整える。	・授業規律を整える。
		・教科指導では「わかる授業」を確立する。	・教科指導では「わかる授業」を確立する。
		・進路目標の早期指導により高専生活の方向付けや目的意識を育成し、学力の伸長を図る。	・進路目標の早期指導により高専生活の方向付けや目的意識を育成し、学力の伸長を図る。
		・インターンシップや社会体験学習により社会における規律を習得させる。	・インターンシップや社会体験学習により社会における規律を習得させる。
		・「学習実態調査」や「進路意識調査」を実施し状況を把握する。	・「学習実態調査」や「進路意識調査」を実施し状況を把握する。
(5)	学生相談室	・全学生を対象とした年4回程度に「いじめ調査」を実施し状況を把握する。	・全学生を対象とした年4回程度に「いじめ調査」を実施し状況を把握する。
		・保健室との連携しながら相談体制を整え、教職員が適切に対応できるよう学級担任会議等の場で情報共有する。	・保健室との連携しながら相談体制を整え、教職員が適切に対応できるよう学級担任会議等の場で情報共有する。
		・特別活動においてメンタルヘルス講習を行う。	・特別活動においてメンタルヘルス講習を行う。
		・学生及び保護者に対して、入学時や学期始業時に相談室に関する説明を行う。	・学生及び保護者に対して、入学時や学期始業時に相談室に関する説明を行う。
(6)	人権委員会	・今年度は、いじめ対策に加え、人権・ハラスメントやコンプライアンスを融合した、より実質的な教職員研修を実施する	・SNSを中心としたインターネット上の人権侵害について理解するとともに、人権侵害を防ぐために行うこと、万が一、人権侵害があった場合の対応について理解を深めるためのSD研修を実施する。